第六十五条の四の表第二十五条の項、第二十六条第一項の項及び第二十九条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第二十九条第三号の項中「第九十一条の六第一項」を「第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第三十三条の項、第三十三条第一号の項及び第三十三条第二号の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十四条の項中「第九十一条の五第四項及び第九十一条の七」を「第九十一条の二十二第四項及び第九十一条の二十四」に改め、同表第四十条第一項の項、第四十条第二項の項及び第四十一条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第四十二条の項を次のように改める。

第四十二条	基金	連合会
	第六十六条第四項	第九十一条の二十四において準用する法第六十六条第四項
	第二十二条第三項	第九十一条の十三第三項

第六十五条の四の表第四十三条及び第四十四条の項、第四十五条第三項の項及び第四十七条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十八条第六号	年月日	年月日（法第八十一条第三項の規定に基づき解散の認可があったものとみなされたときは、当該認可があったものとみなされた年月日）
第六十四条	第五十八条	第五十八条（第三号及び第五号を除く。）
第六十八条	加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う基金は	法第九十一条の十八第五項に規定する事業を行う場合には

第六十五条の四を第六十五条の十六とする。

第六十五条の三第一項中「第九十一条の五第四項」を「第九十一条の二十二第四項」に、「第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十二第一項」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同項の表第三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項ただし書」に、「第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の老齢給付金並びに第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の二十一条の二」に改め、同表第三十七条第二項の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十七条第一項の項中「厚生年金保険法第百四十九条第一項」を「第九十一条の二」に改め、同表第四十七条の項中「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の三第一項若しくは第九十一条の四第一項」を「第九十一条の二十第一項若しくは第九十一条の二十一第一項」に改め、同表第五十四条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同条を第六十五条の十五とする。

第六十五条の二中「第九十一条の二第三項」を「第九十一条の十九第三項」に、「第九十一条の三第三項」を「第九十一条の二十第三項」に、「企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）」を「連合会」に、「第九十一条の四第三項」を「第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の二十二第三項」に改め、同条を第六十五条の十四とし、第七章の二中同条の前に次の十二条を加える。

（創立総会の議長の選任）

第六十五条の二　創立総会の議長は、創立総会において選任する。

（設立同意者の代理）

第六十五条の三　法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者（以下「設立同意者」という。）は、設立委員又は発起人が作成した規約の承認その他企業年金連合会（以下「連合会」という。）の設立に必要な事項の決定につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、その設立同意者の親族又は他の設立同意者でなければ、代理人となることができない。

2　前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

3　代理人は、五人以上の設立同意者を代理することはできない。

4　代理人は、代理権を証する書面を設立総会に提出しなければならない。

（創立総会の延期又は続行）

第六十五条の四　創立総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、法第九十一条の六第一項の規定による公告は、行うことを要しない。

（創立総会の会議録）

第六十五条の五　創立総会の会議については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

2　前項の会議録には、議長及び創立総会において定めた二人以上の設立同意者が署名しなければならない。

3　連合会は、第一項の会議録を連合会の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

4　連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者及び終了制度加入者等は、連合会に対し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、連合会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（規約の変更）

第六十五条の六　法第九十一条の八第二項において読み替えて準用する法第十六条第一項の政令で定める事項の変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　法第九十一条の八第一項第二号から第四号まで、第十二号又は第十三号に掲げる事項

二　その他厚生労働大臣の定める事項

（会員の資格）

第六十五条の七　法第九十一条の十七第二号の政令で定める年金制度は、企業型年金とする。

（連合会の附帯事業）

第六十五条の八　法第九十一条の十八第四項第二号の規定により連合会が行うことができる事業は、次に掲げるものとする。

一　会員の行う事業についての助言及び連絡

二　会員に関する教育、情報の提供及び相談

三　会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究

四　前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

（連合会が業務を委託する場合の要件）

第六十五条の九　連合会が法第九十一条の十八第七項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合においては、連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。